

#### 4. 証明業務料金等

##### (1) 適合審査料金

申請者は、以下に定める住宅省エネルギー性能証明書発行業務料金を財団に支払わなければならない。なお、証明業務料金の支払い等の方法については、別に定める「業務約款」によるものとする。

##### 【一戸建ての住宅】

(税込、単位：円)

適合審査方法	財団で確認済証が交付されたもの	左記以外
通常審査の場合	44,000	66,000
評価書等があり審査省略ができる場合	22,000	55,000

※ 評価書等とは、財団で審査した設計住宅性能評価書、フラット 35 S 適合証明書、BELS 評価書等で該当する基準への適合が確認できるものをいう。

##### 【共同住宅等】

- ・別途、見積もりとする。

##### (2) その他料金

- 1) 事前相談、変更計画に係る審査等の費用を別途請求できるものとする。
- 2) 併用住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有する一戸建ての住宅）の料金は、一戸建て住宅の料金を適用する。
- 3) 審査が効率的に実施できると財団が判断したときは、料金を減額できるものとする。

##### (3) 再発行料金

住宅省エネルギー性能証明書を再発行する場合の再発行料金は、一通につき 3,300 円（税込）とする。